

## 富山県ビッグデータ活用プラットフォーム検討委員会設置要綱

## (目的)

第1条 デジタル化の急速な進展・高度化が進む中、データ連携基盤のあり方や行政データ等の利活用に向けた民間ニーズの汲み上げ方や今後の展開等について検討を行うことを目的として、富山県ビッグデータ活用プラットフォーム検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) データ連携基盤のあり方に関する事
- (2) 行政データ等の利活用に向けた民間ニーズの汲み上げ方や今後の展開等に関する事
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

## (委員)

第4条 委員は、学識経験者並びに経済界及び各種団体の代表者等のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

## (会長等)

第5条 委員会に座長及び副座長を置き、座長は委員が互選し、副座長は座長が指名する。

2 座長は、会議を進行する。

3 座長が出席できないときは、副座長がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会は、知事が招集する。

2 委員会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が委員会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

- (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合
- (2) 公開することにより、懇談会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 知事が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、知事政策局デジタル化推進室行政デジタル化・生産性向上課において処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。